

債権等執行事件予納郵便切手額等一覧表

千葉地方裁判所民事第4部債権執行係

申立ての内容	債務者・第三債務者が各1名の場合の予納郵便切手の額	債務者が1名増加するごとに加算すべき予納郵便切手の額	第三債務者が1名増加するごとに加算すべき予納郵便切手の額
差押命令及び陳述催告 (差押命令と同時に転付命令を申し立てる場合も含む。) (なお、第三債務者に対する送達について配達日指定を希望する場合は、第三債務者1名ごとに平日指定につき32円分、休日指定につき210円分を加算してください。) ※第三債務者は送達場所ごとに1名と数えます。	5,775円分	1,099円分	1,748円分
	内 訳	内 訳	内 訳
	500円 9枚	500円 2枚	500円 3枚
	100円 2枚		100円 1枚
	84円 10枚	84円 1枚	84円 1枚
	10円 20枚	10円 1枚	10円 5枚
5円 5枚	5円 1枚	5円 2枚	
1円 10枚		1円 4枚	
転付命令のみ 譲渡命令 売却命令	3,775円分	1,099円分	1,748円分
	内 訳	内 訳	内 訳
	500円 5枚	500円 2枚	500円 3枚
	100円 2枚		100円 1枚
	84円 10枚	84円 1枚	84円 1枚
	10円 20枚	10円 1枚	10円 5枚
5円 5枚	5円 1枚	5円 2枚	
1円 10枚		1円 4枚	
差押命令申立手数料、目録写し提出部数等	債務者・第三債務者が各1名の場合	債務者が複数の場合	第三債務者が複数の場合
差押命令申立手数料 (収入印紙で納付)	(債権者1名、債務者名義1通につき) 4,000円	1名増加するごとに4,000円を加算	加算なし
目録写し提出部数 (押印されていないもの)	各1部		
執行費用として請求債権に計上することができる差押命令送達費用の額の上限	3,025円	1名増加するごとに1,099円を加算	1名増加するごとに1,748円を加算

(令和2年4月1日改訂)